

国民スポーツ大会に関する映像使用の事務手続きガイドライン

① 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)に関する映像素材の使用条件を示し、報道機関・自治体・関係団体等が、適切かつ円滑に映像を使用できるようにすることを目的としています。使用目的や媒体によっては申請手続きが必要となりますので、必ずご確認ください。

② 映像の範囲

本ガイドラインの対象となる映像は、「国民スポーツ大会開催基準要項」第44条「大会の資産」(3)に基づく、国スポに関する資産のうち、映像や動画(以下「国スポ映像」という。)です。

<国スポ映像に含まれるもの>

- (1) JSPO TV 国スポチャンネルに掲載されている競技および式典映像
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)が撮影した競技および式典映像
- (3) JSPO 以外が撮影した競技および式典映像
- (4) (1)および(2)の映像を静止画として使用する場合

③ 使用目的の区分

【報道目的】	【非報道目的】
報道機関が、大会実施期間中および各大会実施期間終了後24時間以内に、1番組あたり3分以内で使用する場合を指します。 (Webニュースや報道機関のSNS公式アカウントでの掲載も含みます。ただし上記期間を超えない範囲での掲載に限ります。) <例> - 報道機関 Web 版の記事に試合映像を短尺掲載 - テレビ局公式 SNS でのニュース告知動画 - 結果速報 Web 記事内での映像掲載	報道目的以外で使用する場合を指します。 <例> - 国スポや競技の魅力発信を目的とする編集映像(「大会ハイライト番組」「名シーン集」「注目選手特集」等) - 広報・PR・プロモーション - 企業・団体のブランディングを伴う使用 - スポンサー露出を含む映像使用

④ 申請対象

国スポ映像の使用に際しては事前の申請をし、JSPO の承認を得ることが必要です。

ただし、以下に該当する場合に限り、申請不要で使用いただくことが可能です。

- ・ 報道機関が上記報道目的で映像を使用する場合。
- ・ 国スポ主催者(JSPO、文部科学省、開催都道府県実行委員会)および 決定・内定・開催申請書提出順序が了解された都道府県実行委員会(準備委員会を含む)が国スポの広報・PR等を目的に使用する場合。
- ・ 開催県実行委員会による国スポの放送計画に含まれる場合。

⑤ 使用にあたっての遵守事項

- ・ 映像の改変・加工は最小限に留めること
- ・ 公序良俗に反しないこと
- ・ 選手・関係者の尊厳を損わないこと
- ・ 映像を使用する競技の中央競技団体の了承を事前に得ること(国スポチャンネルの映像を使用する場合、中央競技団体への確認は不要)
- ・ 参加者の肖像権及び観客など個人の肖像権の権利処理は、使用者の責任と費用負担において行うものとする

⑥ 申請

申請が必要な映像使用については、以下の手順でお手続きください。

(1) 申請書の提出

本会ホームページから様式1をダウンロードし、[お問い合わせ窓口](#)までご提出ください。

<お問い合わせ窓口>

担当：時事通信社 総合メディア局

電話：03-3524-6980

メール：japangamestv●grp.jiji.co.jp ※●を@に変えてお送りください。

(2) 許可通知・請求書の送付

「国民スポーツ大会に関する映像の使用要領」に基づき申請内容を審査した後、国スポ映像の使用条件を記載した許可通知をお送りします。

※ 申請から許可通知まで、10営業日程度かかりますのでご注意ください。

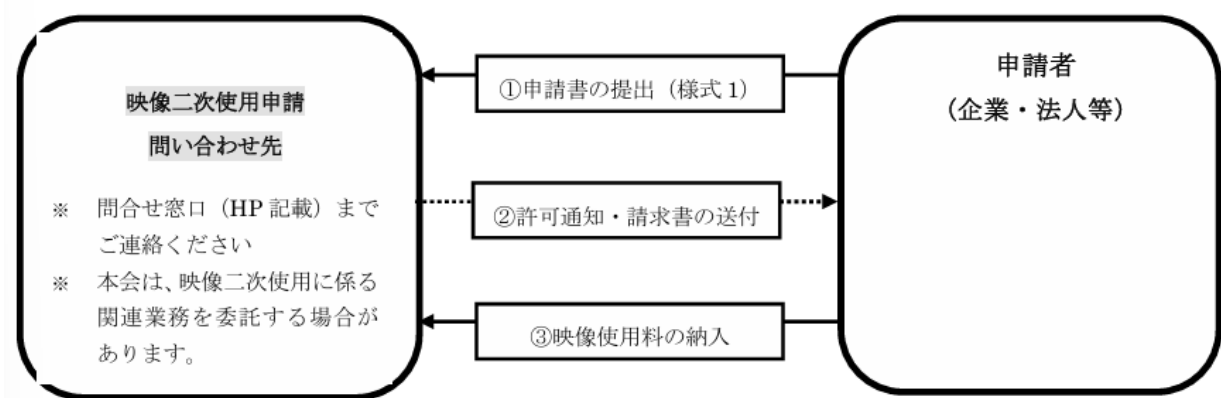
(許可条件記載事項)

- ・使用するすべての国スポ映像に、「©JSPO(日本スポーツ協会)」を明示すること
- ・申請した番組以外では使用できません(アーカイブ配信等、インターネット上での配信は禁止します)

(3) 映像使用料の納入

許可通知とあわせて請求書をお送りします。(使用料は以下⑦を参照)

指定された期日までに、指定の銀行口座へお振り込みください。



⑦ 映像使用料

<国スポ映像の使用料算出基準>

下記料金を 1 単位として扱い、単位ごとに料金が発生します。

使用する映像	料金
JSPOTV 国スポチャンネル	88,000 円(税込)／3 分
JSPO 以外が撮影した映像	44,000 円(税込)／3 分
再放送 ※	22,000 円(税込)／3 分
映像を静止画として使用	22,000 円(税込)／1件

※「⑥申請」の手順で承認を得た内容を再放送する場合の料金です。

<使用料の免除について>

申請書の内容を JSPO で確認し、以下に該当すると判断する場合は使用料が免除となります。

- 自治体、国スポ実施競技団体(中央競技団体)、都道府県スポーツ協会が自らの HP や SNS 等で、国スポや競技の魅力発信を目的として使用する場合
- 国スポ開催地報道機関が開催当該年度内に国スポに関する周知、普及を目的に使用する場合
- その他JSPOが国スポに関する理解、普及に寄与するものとして判断した場合